

令和 6 年 7 月 3 1 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和 6 年 7 月 3 1 日 諮問第 8 号)

[5G 中継局等の導入及び 4.9GHz 帯における 5G の導入等に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(乾課長補佐、大島係長)

電話：03-5253-5893

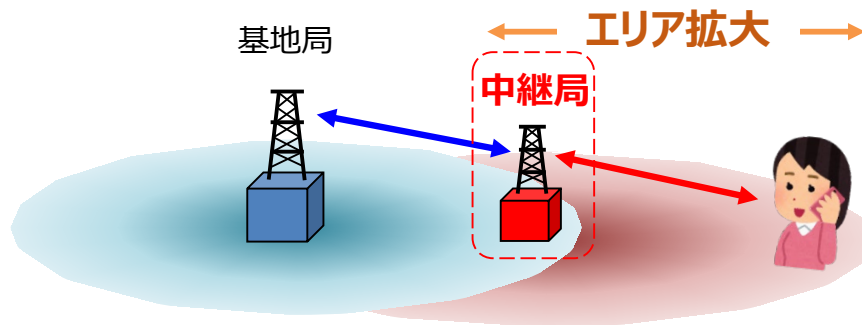
5G用の陸上移動中継局等の導入

1

- 5Gの全国的な整備にあたっては、5Gに用いられる周波数の特性から、屋内を含めた広範囲なエリアに対して効率的にカバーする手段が求められるため、情報通信審議会における検討を経て令和5年6月、「5G等の利用拡大に向けた中継局及び高出力端末等の技術的条件」について、同審議会から一部答申を受けたところ。
- これを踏まえ、①陸上移動中継局の導入、②フェムトセル基地局、小電力レピータの導入、③端末の高出力化等を可能とするための制度整備を行うもの。

① 陸上移動中継局

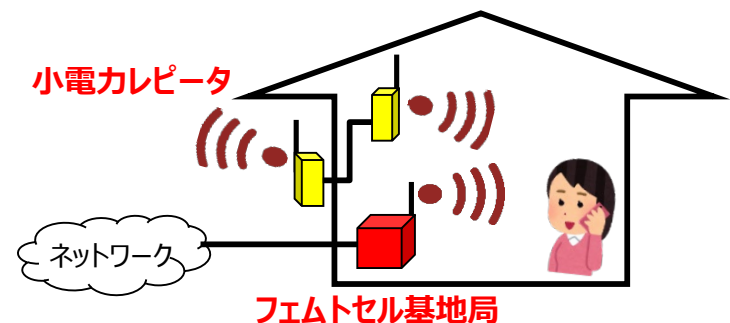
不感地への5Gエリア拡大が可能



※Sub6帯の陸上移動中継局については、
3.4-3.6GHz帯（全国5G）及び4.8-4.9GHz帯（ローカル5G）帯のみ導入

② フェムトセル基地局、小電力レピータ

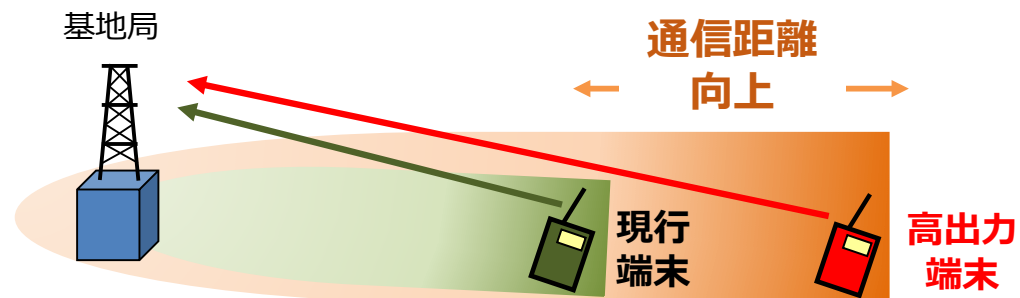
外部から電波が届きづらい
建物内部の5Gエリア化が可能



③ 端末の高出力化

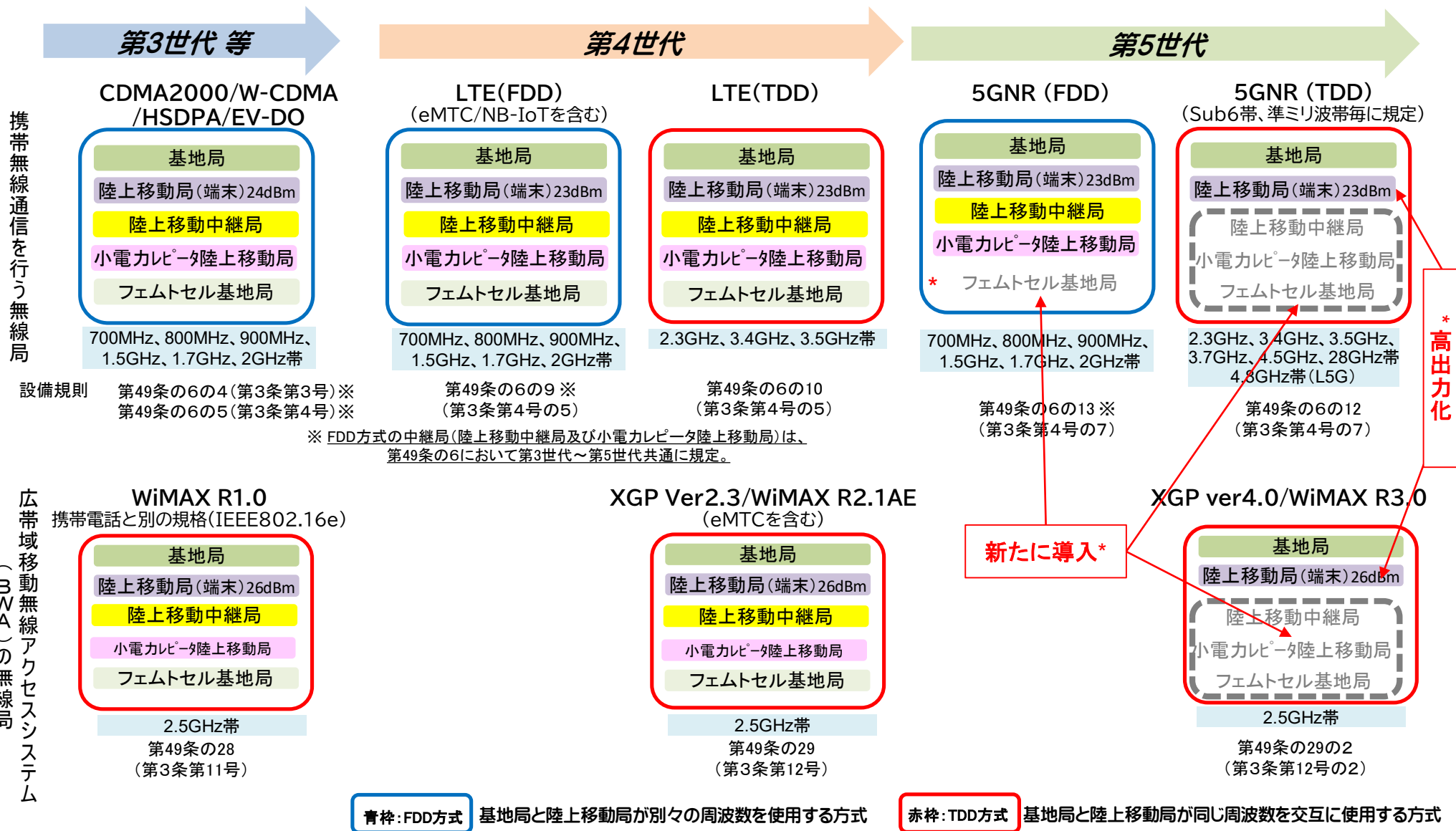
携帯端末の高出力化により、
携帯端末の通信距離・品質が向上

Sub6帯： 23dBm ⇒ 最大29dBm
ミリ波帯： 23dBm ⇒ 最大35dBm



【参考】新たに導入しようとする対象のシステム

2

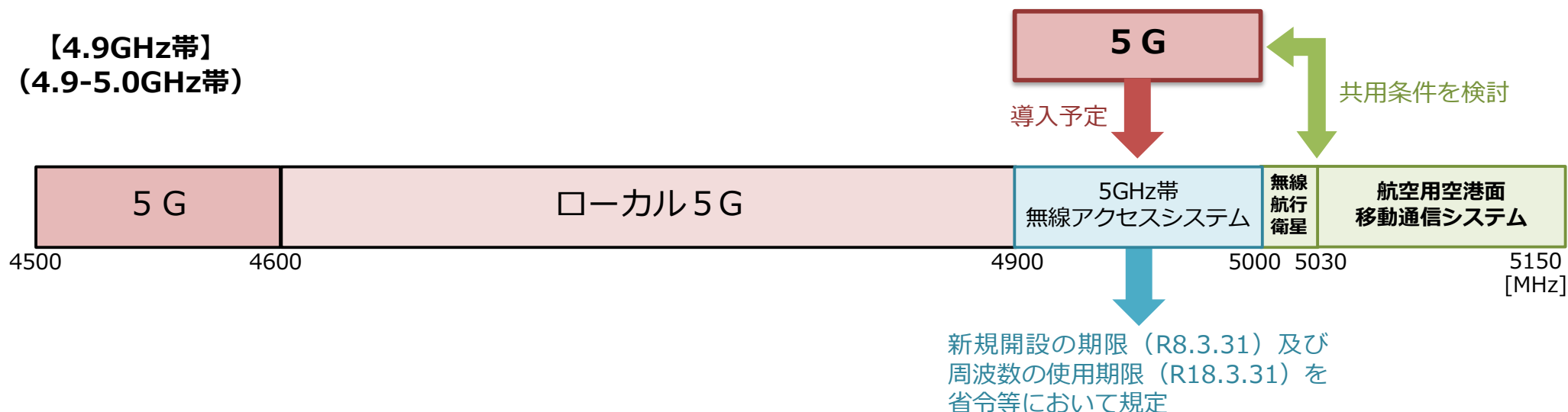


* 2.3GHz帯は、今回は対象外

4.9GHz帯における5Gの導入

- **4.9GHz帯**（4.9～5.0GHz）は、周波数再編アクションプランにおいて、「**令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて**、既存の5GHz帯無線アクセスシステム（登録局）を新たに開設することが可能な期限を令和7年度末までとするとともに、同周波数帯に導入する5Gの技術的条件を令和5年度内を目途に取りまとめ、既存無線システムについては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等の検討を進める」としているところ。
- そのため、情報通信審議会において技術的検討を行い、令和6年3月、「4.9GHz帯における第5世代移动通信システムの技術的条件」について同審議会から一部答申を受領。
- これを踏まえ、**5Gの技術基準を適用する周波数帯に4.9GHz帯を追加する等のための制度整備**を行うもの。

【4.9GHz帯】
（4.9-5.0GHz帯）



共用検討対象システム	共用条件	検討結果	条件等																								
無線航行衛星システム (5.0-5.03GHz)	隣接	共用可能	(1) 地球局への干渉影響 5 G基地局の設置に際して、下表に示す範囲を目安に免許人同士で干渉調整を行うことが必要。 5 G基地局の実際の不要発射の強度がフィルタ挿入等により改善した場合、一部の地球局については干渉調整が必要な範囲を低減可能。 - 今後設置が見込まれる地球局に対しても、同様に免許人同士の干渉調整が必要。 <table><tr><th>地球局の設置場所</th><th>スモールセル基地局</th><th>マクロセル基地局</th></tr><tr><td>常陸太田</td><td>30km程度</td><td>70km程度</td></tr><tr><td>種子島</td><td colspan="2">35km程度(同一島内)</td></tr><tr><td>沖縄本島</td><td>70km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)</td><td>115km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)</td></tr><tr><td>久米島</td><td colspan="2">100km程度(同一島内、沖縄本島)</td></tr><tr><td>宮古島</td><td colspan="2">25km程度(同一島内)</td></tr><tr><td>石垣島</td><td colspan="2">50km程度(同一島内、西表島、波照間島)</td></tr><tr><td>奄美大島</td><td>35km程度 (同一島内)</td><td>106km程度 (同一島内、徳之島、喜界島、吐噶喇列島)</td></tr></table>	地球局の設置場所	スモールセル基地局	マクロセル基地局	常陸太田	30km程度	70km程度	種子島	35km程度(同一島内)		沖縄本島	70km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)	115km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)	久米島	100km程度(同一島内、沖縄本島)		宮古島	25km程度(同一島内)		石垣島	50km程度(同一島内、西表島、波照間島)		奄美大島	35km程度 (同一島内)	106km程度 (同一島内、徳之島、喜界島、吐噶喇列島)
			地球局の設置場所	スモールセル基地局	マクロセル基地局																						
			常陸太田	30km程度	70km程度																						
			種子島	35km程度(同一島内)																							
			沖縄本島	70km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)	115km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)																						
			久米島	100km程度(同一島内、沖縄本島)																							
			宮古島	25km程度(同一島内)																							
			石垣島	50km程度(同一島内、西表島、波照間島)																							
			奄美大島	35km程度 (同一島内)	106km程度 (同一島内、徳之島、喜界島、吐噶喇列島)																						
			航空用空港面移動通信システム (5.0-5.15GHz)	隣接	共用可能	(2) 宇宙局への干渉影響 複数の5 G基地局からのアグリゲート干渉が宇宙局の許容干渉電力を超過しないようにするため、5 G基地局(陸上移動中継局含む)の設置数の管理を行うことが必要。																					
5 G基地局の設置に際して、空港用地端からの離隔距離が、スモールセル基地局では40km、マクロセル基地局では120kmとなるようにすることが必要。 5 G基地局の実際の不要発射の強度が、フィルタ挿入等により共用検討で用いたパラメータ(スモールセル基地局：-16dBm/MHz、マクロセル基地局：-4dBm/MHz)よりも改善した場合、離隔距離は低減可能。 - スモールセル基地局の場合、不要発射の強度が10dB改善すれば10km、20dB改善すれば4.3km、24dB改善すれば4.1km。 - マクロセル基地局の場合、不要発射の強度が10dB改善すれば40km、20dB改善すれば12km、28dB改善すれば5km。																											

- 3 GPPにおける最新の標準化動向やビームフォーミング等の新たな技術の普及等に対応するため、情報通信審議会における①～③に関する検討を経て令和5年6月、「5G等の利用拡大に向けた中継局及び高出力端末等の技術的条件」について、同審議会から一部答申を受けたことを踏まえ、規定の整備を行うもの。

① 上りリンクキャリアアグリゲーション（CA）における最大空中線電力の規定緩和

3 GPPにおける標準化動向を踏まえ、上りリンクのCAにおいて、空中線電力の合計値に上限を設けず、各周波数帯で用いる電力増幅器の実力値上限まで出力可能とする。

② Sub6帯空中線利得の規定緩和

ミリ波帯の規定では、空中線利得は原則20dBi以下としつつ、一定のEIRP以下であれば、空中線電力の低下を空中線利得で補うことが可能になっている。今回、それと同様にSub6帯においても、所定のEIRPを超えない範囲で、最大空中線電力の低下を空中線利得で補うことを可能とする。

③ データ変調方式の規定撤廃

現在、基地局及び移動局が適用可能な変調方式を全て規定しているが、変調方式が周波数共用の検討に特段の影響を与えないことから、変調方式に関する規定を技術基準から撤廃する。

令和 6 年 7 月 3 1 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
(令和 6 年 7 月 3 1 日 諮問第 9 号)

[4. 9GHz 帯における 5 G の導入等に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(渡辺周波数調整官、加地第二計画係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 7 5

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (4.9GHz帯における 5 G の導入等に係る制度整備)

1 諮問の概要

第 5 世代移動通信システム（5 G）については、今後、トラヒックの増大が予想されており、全国的な整備や周波数の確保が求められている。「周波数再編アクションプラン」（令和 5 年度改訂版）においても、4.9GHz 帯（4.9～5.0GHz 帯）については、令和 7 年度末までの 5 G への周波数割当てに向けて、既存無線システムの移行の検討を進めることとされている。

このような状況を踏まえ、5 G 用の割当周波数を拡大するため、情報通信審議会において技術的検討を行ってきたところ、令和 6 年 3 月、「4.9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの技術的条件」について一部答申を受けた。

今般、同一部答申を受け、4.9GHz 帯において 5 G の導入に向けた制度整備を行うため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

2 変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- 一周波方式の携帯無線通信の周波数を規定している周波数割当計画別表 10－3 に、「4900MHz を超え 5000MHz 以下」の周波数を新たに規定する。【周波数割当計画 第 2 周波数割当表、別表 10－3】
- 4.9～5.0GHz 帯の周波数を使用している 5GHz 帯無線アクセスシステムの周波数の使用期限を「令和 18 年 3 月 31 日まで」と規定する。【周波数割当計画 第 2 周波数割当表】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに変更予定（公布日の施行を予定）。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 6 年 6 月 12 日（水）から同年 7 月 22 日（月）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見の提出はなかった。

変更内容

- 4.9～5.0GHz帯に5G(TDD)を割り当てることが可能となるよう、周波数割当表(第2表)及び別表10-3を変更。
- 5GHz帯無線アクセスシステムの周波数の使用期限を規定。

第2 周波数割当表

第2表 27.5MHz－10000MHz

国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
4900 - 5000 J106	移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	<u>電気通信業務用での使用のうち、携帯無線通信用への割当ては、別表10-3による。</u> 5GHz帯無線アクセスシステム用への割当ては、別表11-2による。 <u>使用は、令和18年3月31日までに限る。</u>
	電波天文		

J106 1370-1400MHz、4950-4990MHz及び15. 20-15. 35GHzの周波数帯は、二次業務で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも使用することができる。

J162 4825-4835MHz及び4950-4990MHzの周波数帯における移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。)に限る。

別表10-3 携帯無線通信(一周波方式のものに限る。)用の周波数表

2010MHzを超え2025MHz以下
2330MHzを超え2370MHz以下
3400MHzを超え4100MHz以下
4500MHzを超え4600MHz以下

<u>4900MHzを超え5000MHz以下</u>
27GHzを超え28.2GHz以下
29.1GHzを超え29.5GHz以下

令和 6 年 7 月 3 1 日

放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可
(令和 6 年 7 月 3 1 日 諮問第 1 0 号)

[民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対する日本放送協会の協力義務の強化]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5777

放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可

(民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対する日本放送協会の協力義務の強化)

1 諮問の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）により放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の協会に関する規定が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、放送法第 18 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり、協会の定款の変更の認可申請があった。

- (1) 定款の変更内容及び理由
改正法による放送法の協会に関する規定の改正に伴い、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対する協会の協力義務の強化に係る変更を行うものである。
- (2) 変更しようとする条項
別紙のとおり。

2 施行期日

改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（改正法の公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日）。

3 審査の結果

本件申請に係る協会の定款の変更は、改正法による改正後の放送法の規定に適合しており、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

(1) 必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

(2) 番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

(3) 受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

(別紙)

日本放送協会定款変更案

※下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行
(業務) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 本協会は、第1項第1号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。 <u>次項において同じ。</u> ）が放送法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力を <u>する</u> 。 5 本協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は <u>基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じる。</u> 6 本協会は、第1項第1号又は第2号の業務を行うに当たっては、 <u>当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が放送法第4条第2項の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。</u> <u>7・8</u> (略) 9 本協会は、第2項第2号又は第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。 一～五 (略) 六 第12項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項 七 前号の規定による評価の結果も踏まえた <u>第14項</u> の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項 八 (略) <u>10</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、 <u>第9項</u> の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。 <u>11</u> 本協会は、 <u>第9項</u> の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。 <u>12</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、 <u>第9項</u> の認可を受けた実施基準に基づき、 <u>放送法第20条第16項</u> に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当	(業務) 第4条 (同左) 2・3 (同左) 4 本協会は、第1項第1号又は第2号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、 <u>他の放送事業者が放送法第4条第2項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が放送法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力を</u> <u>するよう努める。</u> (新設) (新設) <u>5・6</u> (同左) <u>7</u> (同左) 一～五 (同左) 六 第10項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項 七 前号の規定による評価の結果も踏まえた <u>第12項</u> の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項 八 (同左) 8 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、 <u>第7項</u> の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。 9 本協会は、 <u>第7項</u> の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。 <u>10</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、 <u>第7項</u> の認可を受けた実施基準に基づき、 <u>放送法第20条第14項</u> に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当

該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>13</u> (略) <u>14</u> (略) (経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 次に掲げる事項の議決 ア～ス (略) セ <u>第4条第9項</u>に規定する実施基準及び<u>同条第12項</u>に規定する実施計画 ソ～ナ (略) ニ <u>第4条第8項</u>の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更 ヌ <u>第4条第8項</u>の総務大臣の認可を受けて行う業務 ネ～フ (略) 二 (略) 2～4 (略) 第54条 本協会は、<u>第4条第7項</u>の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、本協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。 2～4 (略) 附 則 この定款は、<u>放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）附則第1条第2号</u>に掲げる規定の施行の日から施行する。	該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>11</u> (同左) <u>12</u> (同左) (経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 次に掲げる事項の議決 ア～ス (同左) セ <u>第4条第7項</u>に規定する実施基準及び<u>同条第10項</u>に規定する実施計画 ソ～ナ (同左) ニ <u>第4条第6項</u>の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更 ヌ <u>第4条第6項</u>の総務大臣の認可を受けて行う業務 ネ～フ (同左) 二 (同左) 2～4 (同左) 第54条 本協会は、<u>第4条第5項</u>の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、本協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。 2～4 (同左) 附 則 この定款は、<u>放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）附則第1条</u>に掲げる規定の施行の日から施行する。
--	--

令和 6 年 7 月 3 1 日

令和 5 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の
周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案
に対する意見募集の結果
（令和 6 年 7 月 3 1 日 審議事項）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松田課長補佐、森係長）

電話：03－5253－5829

審議事項の内容について

総務省総合通信基盤局総務課

（宮良課長補佐、岩波官）

電話：03－5253－5988

**令和5年度電波の利用状況調査
(各種無線システム・714MHz 超の周波数帯)
に係る電波の有効利用の程度の評価結果
(案)**

<抜粋版>

**令和6年7月
電波監理審議会**

目 次

I	はじめに.....	1
II	重点調査対象システムの調査結果に対する評価.....	4
1	26GHz 帯 FWA.....	4
	（1）各評価基準に照らした分析	5
	（2）実測による発射状況等の分析	11
	（3）評価にあたって考慮する事項	12
	（4）評価	13
2	40GHz 帯映像 FPU.....	15
	（1）各評価基準に照らした分析	16
	（2）実測による発射状況等の分析	19
	（3）評価にあたって考慮する事項	20
	（4）評価	21
III	714MHz 超の調査結果に対する評価	22
1	714MHz 超 1.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価	22
	（1）各評価事項に照らした分析	24
	（2）評価にあたって考慮する事項	29
	（3）評価	30
2	1.4GHz 超 3.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価	32
	（1）各評価事項に照らした分析	34
	（2）評価にあたって考慮する事項	39
	（3）評価	40
3	3.4GHz 超 8.5GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価	42
	（1）各評価事項に照らした分析	44
	（2）評価にあたって考慮する事項	56
	（3）評価	56
4	8.5GHz 超 13.25GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価	58
	（1）各評価事項に照らした分析	60
	（2）評価にあたって考慮する事項	65
	（3）評価	66

5	13. 25GHz 超 23. 6GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価	67
	(1) 各評価事項に照らした分析	68
	(2) 評価にあたって考慮する事項	75
	(3) 評価	75
6	23. 6GHz 超 36GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価	77
	(1) 各評価事項に照らした分析	78
	(2) 評価にあたって考慮する事項	83
	(3) 評価	83
7	36GHz 超の周波数区分に関する調査結果に対する評価	85
	(1) 各評価事項に照らした分析	86
	(2) 評価にあたって考慮する事項	92
	(3) 評価	92
IV	各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価	94
1	北海道総合通信局	95
2	東北総合通信局	97
3	関東総合通信局	99
4	信越総合通信局	101
5	北陸総合通信局	103
6	東海総合通信局	105
7	近畿総合通信局	107
8	中国総合通信局	109
9	四国総合通信局	111
10	九州総合通信局	113
11	沖縄総合通信事務所	115
V	総括	118
別添 1	714MHz 超の無線システムに係る免許人数・無線局数の推移	121
別添 2	参考資料 有効利用評価方針等	132

I はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）については、平成15年度より総務大臣が電波の利用状況調査に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正電波法」という。令和4年10月1日施行）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和4年度の電波の利用状況調査より電波監理審議会が有効利用評価を実施しているところである。

当審議会では、令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の結果を踏まえ、当審議会の下に設定した有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計6回開催し、有効利用評価方針に基づき、有効利用評価を行った。

有効利用評価は、重点調査の調査結果及び重点調査以外の調査結果に対する評価を、対象周波数帯（714MHz超の周波数帯）を7つに区分した周波数区分ごとに定性的に行った。また、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの調査結果に基づく評価を行った。

- 審議会第1126回（3月15日） 令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果報告
- 部会第28回（3月18日） 令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果の全体報告
- 部会第29回（4月3日） 重点調査結果に関する詳細報告
- 部会第30回（4月19日）
 - ・ 周波数区分①714MHz超 1.4GHz以下、②1.4GHz超 3.4GHz以下、③3.4GHz超 8.5GHz以下及び④8.5GHz超 13.25GHz以下（以下「周波数区分①～④」という。）の調査結果に関する詳細報告
 - ・ 重点調査に係る評価結果（案）の検討
- 部会第31回（5月7日）
 - ・ 周波数区分⑤13.25GHz超 23.6GHz以下、⑥23.6GHz超 36GHz以下、⑦36GHz超及び総合通信局ごと（以下「周波数区分⑤～⑦等」という。）の調査結果に関する詳細報告
 - ・ 周波数区分①～④に係る評価結果（案）の検討
- 部会第32回（5月24日）
 - ・ 周波数区分⑤～⑦等に係る評価結果（案）の検討
 - ・ 評価結果（案）の取りまとめ
- 審議会第1128回（6月5日）
 - ・ 評価結果（案）の審議
 （6月6日から7月5日 評価結果（案）に対する意見募集を実施）
- 部会第33回（7月24日）
 - ・ 評価結果（案）の意見募集に対する提出意見への考え方の検討
- 審議会第1131回（7月31日）
 - ・ 評価結果（案）の意見募集に対する提出意見への考え方の検討、評価結果の取りまとめ

評価を行った重点調査の調査対象システム及び周波数区分並びに有効利用評価方針の評価基準を次に示す。なお、電波の利用状況調査は、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定される総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理（以下「PARTNER 調査」という。）及び電波法第 26 条の 2 第 3 項の規定に基づき免許人等に対して報告を求める事項の収集（以下「調査票調査」という。）、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第 5 条第 2 項の規定に基づく電波の発射状況に係る調査（以下「発射状況調査」という。）に基づき実施されている。

＜評価を行った重点調査の調査対象システム＞

重点調査の対象は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第 6 条に規定する重点調査の実施に係る基本的な方針（令和 2 年総務省告示第 126 号）に基づき、以下のいずれかに該当するものから選定することとされている。

- (1) 周波数の使用期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システム
- (2) 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
- (3) 新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用している電波利用システム
- (4) 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮して、周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

令和 5 年度は、次の 2 システムが重点調査対象システムとして選定され、調査結果の報告がなされ、当該 2 システムの評価を行った。

- ・ 26GHz 帯 FWA (Fixed Wireless Access)
- ・ 40GHz 帯映像 FPU (Field Pick-up Unit)

＜評価を行った周波数区分＞

利用状況調査の結果の概要は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 8 条に基づき、周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して適切な周波数帯等ごとに取りまとめることとされている。

令和 5 年度の 714MHz 超の周波数帯については、次の 7 区分の周波数帯に係る調査結果の報告がなされ、当該 7 区分の区分ごとに評価を行った。

1. 714MHz 超 1.4GHz 以下
2. 1.4GHz 超 3.4GHz 以下
3. 3.4GHz 超 8.5GHz 以下
4. 8.5GHz 超 13.25GHz 以下
5. 13.25GHz 超 23.6GHz 以下
6. 23.6GHz 超 36GHz 以下
7. 36GHz 超

<有効利用評価方針の評価基準（各種無線システムに係る部分を抜粋）>

三 評価の事項、方法及び基準

3 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）評価の事項

- ア 無線局の数
- イ 無線局の行う無線通信の通信量
- ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）
- エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

（２）評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

- ア （１）評価の事項アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
- イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
- エ 周波数割当計画¹において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況
- オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

4 重点調査対象システムについては、１から３までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

5 １から４までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。
評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

- ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用
- イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用
- ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
- エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

（２）電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

¹ 電波法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

V 総括

本件「令和 5 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」は、令和 4 年改正電波法に基づき、電波監理審議会が行う 714MHz 超の周波数帯に係る初めての評価である。

本評価は、有効利用評価方針に基づき、714MHz 超の周波数帯を 7 つの区分ごと、また、重点調査対象の 2 システムをシステムごとに定性的に行った。

最後に、令和 5 年度の評価結果を総括するとともに、今後の調査及び評価に向けた課題等について記載する。

<評価結果の総括>

714MHz 超の周波数帯に係る 7 つの区分は、いずれも「電波の有効利用が一定程度行われている」と評価した。更なる電波の有効利用に向け、今後、総務省においては、各区分の評価に示した取組を実施していくことが適当である。

重点調査対象の 2 システム（26GHz 帯 FWA 及び 40GHz 帯映像 FPU）は、いずれも 5 G への割当てが検討されている周波数帯を利用している。いずれのシステムにも無線局の運用が行われていない帯域や時間・区域があることを踏まえ、総務省において 5 G への割当て及びそれぞれの周波数帯全体の周波数利用方策に係る検討を推進していくことが適当である。

なお、令和 5 年度の重点調査の結果については、5 G への割当て可能性の観点から、システムごとに、周波数・時間・エリアの利用状況の面から詳細にわたる報告が行われた。このため、電波の有効利用の程度について、より実態に即した評価を行うことができた。引き続き、総務省においては、重点調査対象システムについて、実態に即した評価が可能となるよう、利用状況のできるだけ詳細な調査及び報告を行っていただくことを期待したい。

今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待する。

<今後の調査及び評価に向けた検討課題等>

①調査について

・システムごとの無線局数の増減要因等の調査

714MHz 超の周波数帯の評価は周波数区分ごとに定行的に行ったものであるが、システムごとの無線局数の増減に着目すると、大きく増加又は減少しているシステムがある。電波の有効利用の観点からは、無線局数が増加傾向にあり割り当てられた帯域では将来的な需要に応えられないと考えられるシステムについては、効率的な技術の導入や帯域の拡張等に向けた検討を行っていくこと、減少傾向にあるシステムについては、その要因も踏まえつつ、周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行っていくことも重要であると考えられる。

利用状況調査を担当する総務省においては、無線局数に大きな増減の傾向が見られるシステムであって、その要因や今後の需要動向を把握する必要があるものなどについて、調査票による調査を行うことを検討いただきたい。

・総合通信局別の「システムごとの無線局数の増減傾向」に係る調査結果の概要報告

総合通信局ごとの調査結果の概要に係る報告では、周波数区分ごとの無線局数に着目し、その増減傾向が全国の傾向と異なる要因について、各システムの増減に基づく報告が、一部の周波数区分で行われた（「714MHz 超 1.4GHz 以下」の無線局数は、前回調査から全国では減少しているが、関東局のみ増加。これは、全国的に 800MHz 帯 MCA 陸上移動局や 1.2GHz 帯アマチュア無線が大きく減少している一方で、関東局では 900MHz 帯高度 MCA の陸上移動局と 920MHz 帯移動体識別が大きく増加していることが要因であった。）。

総合通信局別に、システムごとの無線局数に係る増減傾向を把握することも地域ごとの電波の有効利用の程度の観点から必要であると考えられることから、利用状況調査を担当する総務省においては、すべての周波数区分において、総合通信局別に、全国と無線局数の増減傾向が異なるなどの特徴を有するシステムに係る調査結果の概要を報告いただきたい。

そのほか、調査票の設問は、調査の目的に合わせ適切な設問となるよう継続的な見直しを求めるとともに、「令和 4 年度電波の利用状況調査（714MHz 以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（令和 5 年 7 月）」において、調査に関する検討課題として挙げた「年間の送信実績がない要因の詳細」や「他の電気通信手段へ代替できない要因の詳細」については、令和 6 年度調査から調査票の設問の改善が行われていることから、令和 6 年度以降の調査結果において、これらの要因の詳細が明らかになることを期待したい。

②評価について

・周波数区分ごとの評価の在り方

本年度の周波数区分ごとの評価は、区分ごとの免許人や無線局数の増減、主な電波利用システムの利用状況や前回調査から電波の有効利用に向けた制度整備の状況等を総合的に勘案して評価を行った。また、更なる電波の有効利用の促進に向け、総務省に対し、周波数再編アクションプランへの対応状況を確認の上、今後、実施していくことが適当と考えられる内容を記載した。

今後、電波の有効利用の観点から、システムごとの無線局数の増減要因や今後の需要動向等を勘案しつつ、周波数区分のうち当該システムが利用する特定の周波数帯に着目した評価を行うことなどについて、継続的に検討を行っていききたい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展等を踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

「令和 5 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」
に対する意見募集の結果及び提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和 6 年 6 月 6 日（木）～7 月 5 日（金）

■提出された意見の件数：5 件【法人・団体等 4 件、個人 1 件】
※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人・団体等 4 件
一般財団法人移動無線センター、KDDI 株式会社、自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会、
UQ コミュニケーションズ株式会社（五十音順）
個人 1 件

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方（案）	提出意見を踏まえた案の修正の有無
II 重点調査対象システムの調査結果に対する評価				
1 26GHz 帯 FWA				
1	KDDI 株式会社	「5G 普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」において、既割当て済の 28GHz 帯を活用するため、具体的なニーズやユースケースの創出が重要と報告されているところ、26GHz 帯の 5G への割当て検討においては、既存免許人による利用がたちちに減少とならない状況も踏まえ、28GHz 帯の活用状況を見定めたくて令和 8 年度以降を視野に入れた割当て時期の検討を希望します。 また、26GHz 帯の無線エントランスは携帯電話/BWA 基地局のバックホールとして多く利用されており、お客さまへ携帯電話/BWA サービスを提供する役割を担っており、お客さまへの新規割当てに伴い既存システムの移行が検討される場合においては、現在、携帯電話/BWA サービスをご利用されているお客さまへの影響を考慮した十分な移行期間の確保が必要であるとともに、移行における費用負担が既存事業者の不利としないようご配慮願います。	本案中の 13,14 ページ（Ⅱ 1（4）評価）において、「26GHz 帯については、更なる電波の有効利用に向け、引き続き総務省において、5G への割当て及び 26GHz 帯全体の周波数利用方策に係る検討を推進していくことが適当である。」等と評価しています。 いただいた 26GHz 帯の 5G への割当て時期、26GHz 帯 FWA の移行を行う場合の移行期間や費用負担の在り方に関するご意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいと考えます。	無

		程度を評価しないようお願いいたします。 また、次年度以降の周波数再編アクションプランをご検討の際は、受動業務の利用状況も十分に考慮いただき、既存の受動業務への有害干渉が生じないようご配慮いただきたくお願いいたします。 なお、本意見の提出者である国立天文台電波天文周波数委員会、国立天文台及び国内で電波天文観測を行う大学・機関に所属する委員で構成されています。我が国の電波天文コミュニティの意見として本委員会で議論した内容を、今回提出します。		
1	714MHz 超 1.4GHz 以下	周波数区分に関する調査結果に対する評価		
5	一般財団法人 移動無線セン ター	(該当箇所：P31 L6～、その他「800MHz 帯 MCA 陸上移動通信から 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信等への移行」に関する箇所) 当財団が提供する高度 MCA 陸上移動通信の中継サービス (MCA アドバンス) は、利用局数が当初の想定を大幅に下回っており今後長期安定的なサービスの提供は困難との判断で、2027 年 (令和 9 年) 3 月 31 日をもって MCA アドバンスを終了することを、本年 7 月 1 日に公表致しました。サービス終了に伴い、MCA アドバンスの新規・増設の利用申込み受付も終了しております。	いただいたご意見を踏まえ、本案中、次に示す下部を修正します。 ■本案中 27 ページ (Ⅲ 1 (1) 各評価事項に照らした分析 イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況) 【修正前】 総務省は、「免許人よりサービス終了時期を令和 11 年 5 月末とする発表が行われたのは令和 5 年 11 月であり、当面の間は、移行の状況を注視していきいたい。」としている。 【修正後】 総務省は、令和 6 年 4 月時点で、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信について「免許人よりサービス終了時期を令和 11 年 5 月末とする発表が行われたのは令和 5 年 11 月であり、当面の間は、移行の状況を注視していきいたい。」としていた。 その後、令和 6 年 7 月 1 日、陸上移動中継局の免許人より、令和 9 年 3 月末に 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信のサービスを終了する旨の発表が行われた。	有

	■ 本 案 中 31 ペ ー ジ (Ⅲ 1 (3) 評 価) 【修正前】 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信は、令和 11 年 5 月にサ ービスを終了予定であることから、引き続き 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信等への移行を促進 すること。また、令和 5 年度調査時点で、ユーザ一 側の免許人が約 5 千者、無線局が約 12 万局存在す ることから、サービス終了に向け、陸上移動中継局 の免許人と連携して、ユーザ一に対し丁寧な周知・ 広報に努めること。(中略) 更に、上り回線(陸上移動局から陸上移動中継局向 け)で利用されている帯域については、移行の状況 や需要の動向を注視しつつ、新たな電波利用シス テムの導入可能性を検討していくこと。 【修正後】 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信は令和 11 年 5 月末に サービス終了予定であるが、令和 5 年度調査時点 で、ユーザ一側の免許人が約 5 千者、無線局が約 12 万局存在する。また、900MHz 帯高度 MCA 陸上移 動通信は、令和 9 年 3 月末のサービス終了が発表 されたが、令和 5 年度調査時点で、ユーザ一側の免 許人が約 170 者、無線局が約 5 千局存在する。こ うした状況に鑑み、サービス終了に向け、陸上移動 中継局の免許人と連携して、ユーザ一に対し代替 可能なシステムへの移行などについて丁寧な周 知・広報に努めること。(中略) 更に、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の上り回線(陸 上移動局から陸上移動中継局向け)及び 900MHz 帯 高度 MCA 陸上移動通信に利用されている帯域につ いては、代替可能なシステムへの移行の状況や需 要の動向を注視しつつ、新たな電波利用システ ムの導入可能性を含め周波数の活用方策を検討して いくこと。	
--	--	--

2 1.4GHz 超 3.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価		
6	KDDI 株式会社	(該当箇所：(1) 各評価事項に照らした分析 ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況 N-STAR 衛星移動通信システム) 周波数再編アクションプランにおいて、「移動通信システムの導入の可能性について検討する」とされているところ、既存衛星移動通信システムの高度化システムへの移行開始時期などが評価結果(案)に記載されたことは、移動通信システムの導入を検討する関係者への情報共有に向けた取り組みと考えます。 そのうえで、ダイナミック周波数共用の適用も含めた検討を行うためには、引き続き、運用可能性を予見するために必要となる既存システムとの共用条件等の詳細情報が調査検討会等の場において共有されることを希望します。
3 3.4GHz 超 8.5GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価		
7	KDDI 株式会社	(該当箇所：(3) 評価 5GHz 帯無線アクセスシステム) 我が国の携帯電話網の総トラヒックは年率約 1.2 倍で増加しており、「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書」(令和 3 年 8 月)において、2025 年度末までに +6GHz の帯域確保目標が掲げられていることから、4.9GHz 帯は今後のトラヒック需要を支える貴重なサブ 6 帯域であると考えます。 一方で、既存システムが使用する 5GHz 帯は電波伝搬特性上、ほかの無線アクセスシステムが使用する周波数帯と比べて遠距離での通信が可能であるため、その伝送距離や地理的な要因等から高い周波数帯の無線アクセスシステムへの移行が困難となり、光ファイバーなどの代替手段となることも考えられます。 このため、既存システムの移行・代替措置については、費用や期間も考慮した上で、新たな免許人と協議が必要と考えます。
8	UQ コミュニケーションズ株式会社	(該当箇所：(3) 評価 5GHz 帯無線アクセスシステム) 5GHz 帯の無線アクセスシステムは弊社において基地局のバックホールとして利用しておりますが、電波伝搬特性上、ほかの無線アクセスシステムが使用する周波数帯と比べて遠距離での通信が可能であるため、その伝送距離や地理的な要因等から高い周
		いただいた前段のご意見については、賛同意見として承ります。 後段のご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。
		無
		本家中の 57 ページ (Ⅲ 3 (3) 評価) において、「5 G の割当てに向けた検討が進められている 4.9~5.0GHz 帯については、令和 5 年度調査時点で、既存無線システムである 5GHz 帯無線アクセスシステムの免許人が 680 者、無線局が約 1.4 万局存在することから、引き続き、免許人に対し移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるとともに、移行に要する期間の検討を行った上で、終了促進措置の適用による 5 G への割当てを検討していくこと。」とされています。 いただいた 5GHz 帯無線アクセスシステムの移行・代替に関する費用や期間に関するご意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいと考えます。
		無
		本家中の 57 ページ (Ⅲ 3 (3) 評価) において、「5 G の割当てに向けた検討が進められている 4.9~5.0GHz 帯については、令和 5 年度調査時点で、既存無線システムである 5GHz 帯無線アクセスシステムの免許人が 680 者、無線局が約 1.4 万局

		波数帯の無線アクセスシステムへの移行が困難となり、光ファイバーなどの代替手段となることも考えられます。 このため、既存システムの移行・代替措置については、費用や期間も考慮した上で、新たな免許人と協議が必要と考えます。	存在することから、引き続き、免許人に対し移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるとともに、移行に要する期間の検討を行った上で、終了促進措置の適用による5Gへの割当てを検討していくこと。」とします。 いただいた5GHz帯無線アクセスシステムの移行・代替に関する費用や期間に関するご意見については、総務省における今後の検討に当たって参考とさせていただきます。	
9	KDDI 株式会社	(該当箇所：(3) 評価 6GHz 帯無線 LAN) 6. 5GHz 帯 (6425～7125MHz) における無線 LAN の検討について、7025～7125MHz が WRC-23 において IMT 特定されたされたことを踏まえ、「国内の携帯電話事業者や既存の無線局の免許人等の意向や今後の国際動向を踏まえて検討を進めていく」とした考え方に賛同します。	いただいたご意見については、賛同意見として承ります。	無
その他				
10	個人	総務省が電波の再配分をしないせいで電波の有効利用ができていない。 携帯事業者に割り振られているプラチナバンドの件だが、楽天モバイルだけ帯域が狭すぎる。平等に割り振られないと、携帯キャリアの市場の競争が失われてしまう。平等に電波を割り振らないことで、新規参入企業を冷遇し、結果的に元国営企業を優遇するのは行政機関としてはあってはならないとおもう。	本案は、各種無線システム・714MHz 超の周波数帯に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無

令和 6 年 7 月 3 1 日

令和 5 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る
電波の有効利用の程度の評価結果案に対する意見募集の結果
（令和 6 年 7 月 3 1 日 審議事項）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松田課長補佐、森係長）

電話：03－5253－5829

審議事項の内容について

総務省総合通信基盤局総務課

（宮良課長補佐、岩波官）

電話：03－5253－5988

**令和５年度電波の利用状況調査
（公共業務用無線局）に係る
電波の有効利用の程度の評価結果（案）**

<抜粋版>

**令和６年７月
電波監理審議会**

目 次

I	はじめに.....	1
II	他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価 . 4	4
2-1	他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する 評価 総論.....	4
2-2	他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する 評価 各論.....	5
(1)	1. 2GHz 帯画像伝送用携帯局	5
(2)	5GHz 帯無線アクセスシステム (4. 9GHz 超 5. 0GHz 以下)	8
(3)	5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー (C 帯)	12
(4)	6. 5GHz 帯電通・公共・一般業務 (中継系・エントランス)	17
(5)	40GHz 帯画像伝送 (公共業務用)	21
(6)	40GHz 帯公共・一般業務 (中継系)	24
(7)	38GHz 帯 FWA.....	27
(8)	(9) 不公表システム A/B	31
III	アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価.....	32
3-1	アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価 総論.....	32
3-2	アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価 各論.....	34
(1)	路側通信 (MF 帯) (特別業務の局)	34
(2)	公共業務用テレメータ (災害対策・水防事務を除く) (60MHz 帯)	38
(3-1)	公共業務用テレメータ (災害対策・水防事務) (60MHz 帯)	42
(3-2)	公共業務用テレメータ (400MHz 帯)	47
(4)	水防用 (60MHz 帯、150MHz 帯)	52
(5)	災害対策・水防用無線 (60MHz 帯)	57
(6)	水防道路用無線 (150MHz 帯)	61
(7)	中央防災 (150MHz 帯)	64
(8)	部内通信 (災害時連絡用) (150MHz 帯)	67

(9) 気象用無線(150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)	71
(10) 石油備蓄(150MHz 帯)	74
(11) 防災相互波(150MHz 帯)	78
(12) 400MHz 帯リンク回線(水防道路用)	83
(13) 中央防災(400MHz 帯)	86
(14) 公共業務用ヘリテレ連絡用	89
(15) 気象援助用無線(400MHz 帯)	94
(16) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送	98
(17) K-COSMOS 無線(400MHz 帯)	103
(18) ～(22) 不公表システム C/D/E/F/G	106
IV 総括	108
別添 1 公共業務用無線局に係る免許人数・無線局数の推移	112
別添 2 参考資料 有効利用評価方針等	115

I はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）については、総務大臣が電波の利用状況調査に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 63 号。令和 4 年 10 月 1 日施行。以下「令和 4 年改正電波法」という。）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和 4 年度の電波の利用状況調査より電波監理審議会において有効利用評価を実施している。

公共業務用無線局¹については、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和 3 年 8 月公表）（以下「懇談会報告書」という。）において、国のシステム（31 システム）を「5 G や無線 LAN 等の他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」として 9 システム、「アナログ方式を用いるシステム」として 22 システムに係る今後の取組の方向性の取りまとめ²が行われ、また、これらの進捗状況等について、当面の間は毎年フォローアップを実施する必要性が提言された。

令和 4 年度においては、同懇談会においてフォローアップ報告書（令和 4 年 6 月）（以下「懇談会フォローアップ報告書」という。）が取りまとめられ、また、令和 4 年度電波の利用状況調査（714MHz 以下の周波数帯）の調査結果において、714MHz 以下の帯域の公共業務用無線局に係る調査結果報告が行われたところである。

令和 5 年度においては、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）の一部改正により、714MHz 以下又は 714MHz 超の周波数帯で調査を行う各種無線システムの調査とは別に、公共業務用無線局については、毎年、すべての周波数帯の公共業務用無線局について調査が行われることとなった。このため、令和 5 年度より、公共業務用無線局の調査結果の報告が個別に行われた。

当審議会では、令和 5 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を踏まえ、当審議会の下に設置された有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計 4 回開催し、有効利用評価方針に基づき、定性的に有効利用評価を行った。

- ・ 審議会第 1126 回（3 月 15 日）電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の報告
- ・ 部会第 29 回（4 月 3 日）調査結果の報告
- ・ 部会第 30 回（4 月 19 日）評価結果（案）の検討
- ・ 部会第 32 回（5 月 24 日）評価結果（案）の取りまとめ
- ・ 審議会第 1128 回（6 月 5 日）評価結果（案）の審議
（6 月 6 日から 7 月 5 日 評価結果（案）の意見募集を実施）
- ・ 部会第 33 回（7 月 24 日）評価結果（案）の意見募集に対する提出意見への考え方の検討
- ・ 審議会第 1131 回（7 月 31 日）評価結果（案）の意見募集に対する提出意見への考え方の検討、評価結果の取りまとめ

¹ 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する公共業務用無線局をいい、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号）第 2 条第 3 号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行った国の電波利用システム。

² 懇談会報告書及び懇談会フォローアップ報告書の記載のうち「PS-LTE」との記載は、名称変更に伴い、本資料では「公共安全モバイルシステム」と記載している。

評価を行った公共業務用無線局（国の電波利用システム）及び有効利用評価方針の評価基準を次に示す。

<評価を行った国の電波利用システム>

	電波利用システム	取組の方向性※
他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム	(1) 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	廃止
	(2) 5GHz 帯無線アクセスシステム (4.9GHz 超 5.0GHz 以下)	廃止
	(3) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)	周波数共用
	(4) 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	周波数共用
	(5) 40GHz 帯画像伝送(公共業務用)	廃止
	(6) 40GHz 帯公共・一般業務(中継系)	周波数移行
	(7) 38GHz 帯 FWA	周波数共用
	(8) 不公表システム A	周波数移行
	(9) 不公表システム B	周波数共用
アナログ方式を用いるシステム	(1) 路側通信(MF 帯)(特別業務の局)	デジタル化等
	(2) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯)	廃止
	(3-1) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯)	デジタル化
	(3-2) 公共業務用テレメータ(400MHz 帯)	デジタル化
	(4) 水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)	デジタル化
	(5) 災害対策・水防用無線(60MHz 帯)	デジタル化
	(6) 水防道路用無線(150MHz 帯)	廃止
	(7) 中央防災(150MHz 帯)	デジタル化等
	(8) 部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)	デジタル化等
	(9) 気象用無線(150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)	デジタル化
	(10) 石油備蓄(150MHz 帯)	デジタル化等
	(11) 防災相互波(150MHz 帯)	デジタル化等
	(12) 400MHz 帯リンク回線(水防道路用)	廃止
	(13) 中央防災(400MHz 帯)	デジタル化
	(14) 公共業務用ヘリテレ連絡用	デジタル化
	(15) 気象援助用無線(400MHz 帯)	デジタル化
	(16) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送	デジタル化等
	(17) K-COSMOS 無線(400MHz 帯)	廃止
	(18)～(22) 不公表システム C・D・E・F・G	デジタル化

※懇談会報告書において示された今後の取組の方向性を示す。アナログ方式を用いるシステムについては、同報告書の詳細内容に基づき、廃止、デジタル化又はデジタル化等と記載している。

＜有効利用評価方針の評価基準＞

三 評価の事項、方法及び基準

2 公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

イ 無線局の行う無線通信の通信量

ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

(2) 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア (1) 評価の事項アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行^注並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ 使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

オ 使用している周波数に対する需要^注

注）懇談会報告において、他の用途での需要が顕在化している周波数約 1,200MHz 幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

5 1から4までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

(2) 電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

Ⅳ 総括

本件「令和 5 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」は、令和 4 年改正電波法に基づき、公共業務用無線局について電波監理審議会が行う初めての評価である。

本評価は、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和 3 年 8 月公表）において検討対象となった国の 31 システムについて、当該報告書において提言された「今後の取組の方向性（無線局の廃止、周波数移行、周波数共用、デジタル化等）」に沿って、有効利用評価方針に基づき、システムごとの進捗状況等を踏まえ、定性的に行った。

最後に、令和 5 年度の公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果を総括するとともに、今後の調査及び評価に向けた課題等について記載する。

<評価結果の総括>

本評価の結果、公共業務用無線局に係る国の 31 システム（※）のうち 11 システムは、無線局の廃止や周波数移行、周波数共用、デジタル化等の取組が完了し、他の 20 システムについてもおおむね適切に進捗していると評価できる。

※ 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：9 システム
アナログ方式を用いるシステム：22 システム

他用途での需要が顕在化している周波数を使用する 9 システムのうち、4 システムの取組が完了した。他の 5 システムについては、5 G や無線 LAN といった電波利用システムへの需要に対応するため、本評価結果における「今後の取組」に示した代替システムの検討や周波数共用検討等を着実に実施していくことが適当である。

アナログ方式を用いる 22 システムのうち、7 システムの取組が完了した。他の 15 システムについては、本評価結果における「今後の取組」に示した取組を着実に実施していくことが適当である。また、総務省においては、以下の検討を実施していくことを期待する。

- ・ デジタル方式の機器が存在せず、総務省においてデジタル方式の技術検討が実施されている 6 システムについては、関係府省庁と連携して、「今後の取組」に示した令和 6 年度までの技術検討を着実に実施した上で、デジタル化等への移行方針に係る検討を行うこと。
- ・ 公共安全モバイルシステムへの代替を検討している 5 システムは、いずれも災害発生時の利用が想定されているが、本年始めに発生した令和 6 年能登半島地震における同システムの活用実績等も十分踏まえつつ、関係府省庁と連携して、検討を実施していくこと。

今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待する。

＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞

①調査について

- ・災害等への対策や運用継続性の確保のための対策に係る調査結果の正確性の確保等

災害等への対策や運用継続性の確保のための対策に係る調査の結果、全ての無線局において「対策を実施していない」との回答であったシステムについて、理由の詳細を確認したところ、例えば、「水害のおそれがない高所に設定しているため対策を実施していない」と回答したが、本件調査において、当該理由の場合は、全ての無線局において「対策を実施している」との回答が適切であった」などとして、免許人から回答の修正が行われた。

利用状況調査を担当する総務省においては、調査票の設問を工夫するなどにより、調査結果の正確性の確保に努めていただきたい。

また、上記の災害対策等に係る設問以外も含め、総務省において調査票の設問を検討するに当たっては、できるだけ調査の目的に合致した回答が免許人から得られるよう工夫いただきたい。

- ・調査票による調査結果の詳細確認

懇談会報告書における今後の取組の方向性が「廃止」となっているシステムについて、調査票による調査の結果では「移行・代替・廃止の計画なし。その理由は、代替可能なシステムがないため。」との回答であったことから、その詳細を確認したところ、「関係府省庁は、今後、システムの使用期限が設定され、当該期限を迎えるまでは無線局の運用を継続していく意向、また、当該期限を踏まえた上で代替可能なシステムを検討していく意向がある」ことが確認され、令和５年度の進捗としては「代替システムを今後検討予定」と評価した。

関係府省庁におけるより詳細な事情や背景等を考慮した評価を実施していくことも重要と考えられることから、利用状況調査を担当する総務省においては、次年度以降の調査票による調査において、懇談会報告書における「今後の取組の方向性」に沿わないなど確認が必要と考えられるものについては、予め関係府省庁に対し、その事情や背景等の詳細を確認した上で、調査結果の報告をいただきたい。

- ・5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)に係る調査

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)においては、従来の電子管型の代わりに半導体素子を使用した固体素子型の送信機を採用することにより、使用帯域の狭帯域化が図られ、無線 LAN と共用が必要な帯域が縮小されるなど、固体素子型は電波の有効利用に資する技術と考えられる。この点、電子管型から固体素子型への更新状況については、調査票による調査の対象に含まれていなかったが、更新状況を確認したところ、関係府省庁において更新が進展していることが判明した。

利用状況調査を担当する総務省においては、次年度以降、電子管型から固体素子型への更新の進捗状況も含めて調査結果の報告をいただきたい。

②評価について

・デジタル化等に係る進捗度合いの見える化

公共業務用無線局に係る評価は、定性的に実施しているものであるが、例えば、アナログ方式を用いるシステムのうち、既にデジタル化や他システムへの代替が進められているシステムの評価において、デジタル化等が何%進捗しているかなど、進捗度合いの定量的な見える化が可能かどうか、検討を実施していくこととしたい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展等を踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

「令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」
に対する意見募集の結果及び提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和6年6月6日（木）～7月5日（金）

■提出された意見の件数：5件【法人1件、個人4件】
※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【1件】ソフトバンク株式会社
個人【4件】

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方（案）	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全 般				
1	ソフトバンク株式会社	（デジタル化の推進について） 電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用のさらなる推進につながることから有意義と考えます。 公共業務用無線局のデジタル化等の進捗状況等について、令和4年改正電波法に基づく初めての評価と認識していますが、本評価結果（案）にも記載のとおりシステムの廃止や周波数移行、周波数共用、デジタル化等の取組みが一定程度進捗しており、引き続きこれらの取り組みを着実に進めていくことが重要と考えます。 なお、これらの取り組みをより加速化させていく観点からは、本評価結果（案）に記載の「デジタル化等が何%進捗しているかなど、進捗度合いの定量的な見える化」を実施することと合わせて、移行等に関する期限を設定し、その期限に対する進捗率を評価することも効果的であると考えます。	いただいた前段及び中段のご意見については、賛同意見として承ります。 後段のなお書きのご意見について、移行等に関する期限の設定については、総務省において検討されるものと考えますが、評価の在り方については、いただいたご意見も参考にしつつ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
その他				
2	個人	（2-2（2）及び3-2（2）） このような限定的な利用状況で、役人的な無意味な答弁でもって現状を是認することは、国民共通の資産である周波数を預かる政府の、国民に対する裏切り行為である。	本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況の調査結果に基づき、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）（以下「懇談会報告書」という。）における電波利用シ	無

		そもそも説明の順序がおかしい。すでに報告書で方向性が決まっているのであれば、「なぜその方向性に向けて速やかな取り組みを進めないのか？」という問を立てて検討を進めるべきである。例えば、「なぜローカル5G・LPWA の利用の検討が進んでいないのか？」「ローカル5G・LPWA を利用できない理由があるとすれば、それは何か？」等が考えられる。 関係する事業者におかれては、総務省に遠慮も期待もすることなく、政治家を使う等して関係府省庁にも圧力を加え、速やかにこの不愉快な状況を改めさせるべきである。	システムごとの廃止、周波数共用、デジタル化等の取組の方向性に沿って、関係府省庁における令和5年度の進捗状況等を確認し、評価を行ったものです。 なお、2－2（2）「5GHz 帯無線アクセスシステム」では、廃止に向け関係府省庁は代替可能システムを検討予定であること、また、3－2（2）「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz）帯」では、本システムを順次廃止し、特定小電力無線局への代替が進展していることを確認しております。	システムごとの廃止、周波数共用、デジタル化等の取組の方向性に沿って、関係府省庁における令和5年度の進捗状況等を確認し、評価を行ったものです。 なお、2－2（2）「5GHz 帯無線アクセスシステム」では、廃止に向け関係府省庁は代替可能システムを検討予定であること、また、3－2（2）「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz）帯」では、本システムを順次廃止し、特定小電力無線局への代替が進展していることを確認しております。	
3	個人	楽天に付与されたプラチナバンドの帯域が狭すぎる。このような評価を毎回行っているが、総務省が電波の割り当てなどに消極的なのであればこの評価自体無意味なのではないか。	本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無	
4	個人	プラチナバンドを既存の大手3社に独占させるのはおかしい。有効活用できているとはいえない。現状、楽天モバイルに割り当てられているプラチナバンドの帯域が狭すぎるので、同程度になるように再割り当てすべき。 総務省が電波の再割り当てを行わず、既存の大手3社を守っているせいで、携帯市場の競争を阻害している。行政の怠慢で国民の利益を損なっているのがわからないのか	本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無	
5	個人	3アマも10, 14MHzを解禁して欲しい。	本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、無線従事者資格に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無	

令和 6 年 7 月 3 1 日

日本放送協会令和 5 年度決算の概要
(令和 6 年 7 月 3 1 日 報告事項)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5777

NHK令和5年度決算の概要

1. 予算との比較

(1) 一般勘定

(単位：億円 端数切捨て)

	R5予算	R5決算	R5予算 からの増減	R4決算
事業収入	6,440	6,531	91	6,965
受信料	6,240	6,328	88	6,725
その他	199	203	3	240
事業支出	6,720	6,668	△51	6,702
国内放送費	3,285	3,285	0	3,193
国際放送費	209	200	△8	207
国内放送番組 等配信費	127	115	△12	117
国際放送番組 等配信費	27	24	△2	25
契約収納費	450	450	0	417
受信対策費	7	6	△0.7	6
人件費	1,543	1,543	△0.1	1,607
予備費	12	—	△12	—
その他	1,056	1,040	△15	1,126
事業収支差金	△280	△136	143	263

※R5年度予算額は、予算総則に基づく増減を踏まえた額を記載。

【令和5年度決算のポイント】

- 令和5年度は280億円の赤字予算に対し、136億円の赤字決算。

【赤字縮小の要因】

- 受信料収入増（88億円）等による事業収入の増：91億円
- 国際放送費（△8億円）や国内放送番組等配信費（△12億円）の抑制等による事業支出の減：△51億円

- 令和5年度末時点の受信料支払数は、3,941万件で、令和5年度予算作成時の見込みに比べて47万件の増加（ただし、令和4年度末比では62万件の減少）。
- 次期中期経営計画期間（令和6年度～8年度）における受信料の値下げのための「還元目的積立金」の残高は1,954億円。
- 放送センターの工事等のための「建設積立資産」の残高は1,605億円。

【還元目的積立金等の状況】

(単位：億円 端数切捨て)

区 分	R 4 年度末	R 5 年 4 月	R 5 年度末
還 元 目 的 積 立 金	—	1, 9 2 0	1, 9 5 4
財政安定のための繰越金	2, 6 1 8	6 9 8	5 2 7

- 「還元目的積立金」は、令和5年4月改正放送法施行時に「財政安定のための繰越金」2, 6 1 8億円から、1, 9 2 0億円を積立て。
- 「財政安定のための繰越金」の残額6 9 8億円から、事業収支差金の赤字補填のため1 3 6億円を使用し、残る5 6 2億円のうち、放送法施行規則に基づく上限（令和6年度予算の事業支出の8%）5 2 7億円を超える分の3 4億円を令和5年度末に「還元目的積立金」に積立て。
- これにより、「還元目的積立金」の令和5年度末の残高は1, 9 5 4億円。

（２）有料インターネット活用業務勘定

(単位：億円 端数切捨て)

	R 5 予算	R 5 決算	R 5 予算 からの増減	R 4 決算
収 入	5 6 . 8	5 8 . 1	1 . 2	5 4 . 6
放送番組等有料 配信業務収入	5 6 . 8	5 8 . 1	1 . 2	5 4 . 6
雑 収 入	—	0	0	0
支 出	3 6 . 6	3 6 . 6	0	3 1 . 9
配 信 費	3 4 . 2	3 4 . 2	0	2 9 . 8
そ の 他	2 . 4	2 . 3	0	2 . 0
収 支 差 金	2 0 . 2	2 1 . 5	1 . 2	2 2 . 7

※R 5 年度予算額は、予算総則に基づく増減を踏まえた額を記載。

【令和5年度決算のポイント】

- 令和5年度の有料インターネット活用業務勘定は、2 0 . 2 億円の黒字予算に対し、2 1 . 5 億円の黒字決算。

【黒字額拡大の要因】

- 放送番組等有料配信業務収入の増：1 . 2 億円

- 前年度までの繰越不足（繰越欠損金）△ 7 . 1 億円は、本年度の事業収支差金により解消。事業収支差金のうち、残額の1 4 . 3 億円は一般勘定へ繰り入れ。

2. 業務報告書の概要

放送番組等の概況	〔国内放送〕 ・ 公共放送の使命に徹し、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とした。 ・ 番組改定により、ニュース・報道番組の強化や、家族向けの時間を強化するなど刷新を図り、多彩な番組を編成したほか、若者層に向けた番組を編成した。 ・ 東日本大震災関連番組、戦争と平和を考えるさまざまな番組を編成するなど、特別編成を随時実施した。また、ウクライナ情勢に関しては、新設した報道番組等で最新の動きを放送した。 ・ 12月、ハイビジョン放送による衛星放送を1波に再編し、NHK BSを開始した。 ・ BS103チャンネルでは、能登半島地震の被災地で地上テレビジョン放送が視聴できない状況が発生したことを受け、1月以降、石川県内の総合テレビの同時放送を行った。 〔国際放送〕 ・ 番組改定を行い、日本の文化や地域の魅力を掘り下げて伝える番組や、日本の幼児・子ども向け教育番組を紹介する枠を新設した。 〔インターネット活用業務〕 ・ 実施基準に基づき、インターネットを活用して放送番組及び理解増進情報を提供し、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信「NHKプラス」のサービスを提供した。 ・ 能登半島地震に際し、総合テレビの石川県域放送のうち能登半島地震関連ニュース及び石川県内のラジオ第1放送の放送番組を提供した。
営業及び受信関係業務の概況	・ 受信料支払率は、78.6%（令和4年度末78.3%）となった。 ・ 従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの抜本的な構造改革により、受信料の公平負担と営業経費の削減に取り組んだ。 ・ 契約・収納業務全般を委託する法人委託は、契約終了をもって順次縮小し、9月末に終了した。 ・ 受信料の支払いについて、支払督促の申し立て（69件）、未契約者について、民事訴訟の提起（16件、うち8件は割増金の支払も求める訴訟）を行った。 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、支払いを延滞した場合であっても延滞利息が発生しない措置を9月末まで実施した。 ・ 10月、受信料の負担軽減として親元等から離れて暮らす被扶養の学生等への受信料免除措置を拡大した。
放送設備の建設改修及び運用の概況	・ 放送センター建替について、第Ⅰ期工事を進めた。 ・ 大型スタジオ等を備えた映像制作拠点となる川口施設（仮称）の建設工事を開始した。
放送技術の研究	・ 3次元テレビや拡張現実（AR）及び仮想現実（VR）など、臨場感・没入感が得られる新たな視聴体験を提供するための研究を進めた。 ・ CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術などユニバーサルサービスやAIを使った高度な画像・音声認識技術の研究を進めた。

業務組織の概要 及び職員の状況	・ 経営委員の退任・任命に伴い、古賀委員を委員長に選出した。 ・ 「ＮＨＫグループ働き方改革宣言」実現に向けて、長時間労働に頼らない組織風土づくりを一層進め、業務改善や多様な働き方の浸透・支援を進めた。 ・ 産業医による面接指導の強化、健康への意識醸成等の健康確保施策に取り組んだ。 ・ 令和12年度末までにＣＯ₂排出量を50%削減（平成30年度比）する新たなＣＯ₂削減目標を定めた。 ・ 要員について、本部各部局・地域放送局業務体制の見直し等による削減を行う一方で、報道・制作体制の強化、新人層の育成強化等のための増員配置を行い、令和5年度末の人員は10,025人となった。 ・ 女性職員比率は、22.9%（令和4年度末 22.0%）、女性管理職の割合は12.0%（同 12.0%）であった。
内部統制に関する体制等及びその運用状況	・ 会長等は、協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適性を確保するために必要な体制の整備及び監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決等を遵守して職務にあたった。
子会社等の概要	・ 一般財団法人4者を統合して一般財団法人ＮＨＫ財団が発足した。併せて、公益財団法人ＮＨＫ交響楽団をその子法人とした。
その他	・ 「ＮＨＫ経営計画（2024-2026年度）」を策定し、公表。10月に値下げした受信料額を堅持する方針を示した。

令和 6 年 7 月 3 1 日

放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 3 6 号）の概要
（令和 6 年 7 月 3 1 日 報告第事項）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松田課長補佐、森係長）

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

（隅田課長補佐、千葉係長）

電話：03－5253－5777

放送法の一部を改正する法律 (令和6年法律第36号) の概要

**総務省情報流通行政局
放 送 政 策 課**

令和6年7月31日

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化 ⇒ 放送法施行規則（省令）の改正（8月諮問予定）

（1）必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

（2）番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

（3）受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化 ⇒ NHKの定款変更（今回諮問）

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

意見募集期間: 令和6年7月10日(水)～8月8日(木)
今後の予定: 令和6年8月電監審諮問、10月上旬公布・施行

(1) 見逃し配信の期間【新規諮問事項】

放送番組の同時配信・見逃し配信の必須業務化に伴い、見逃し配信の期間を規定 ⇒ 「1週間」

(2) 番組関連情報配信業務に係る業務規程

番組関連情報配信業務に係る業務規程の記載事項（業務の種類・内容・実施方法、法定の要件を満たすために講じる措置など）を規定（その他に、公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置が適切であるものとの協会における判断の際に必要なとなった事項を記載した書類の添付 等）

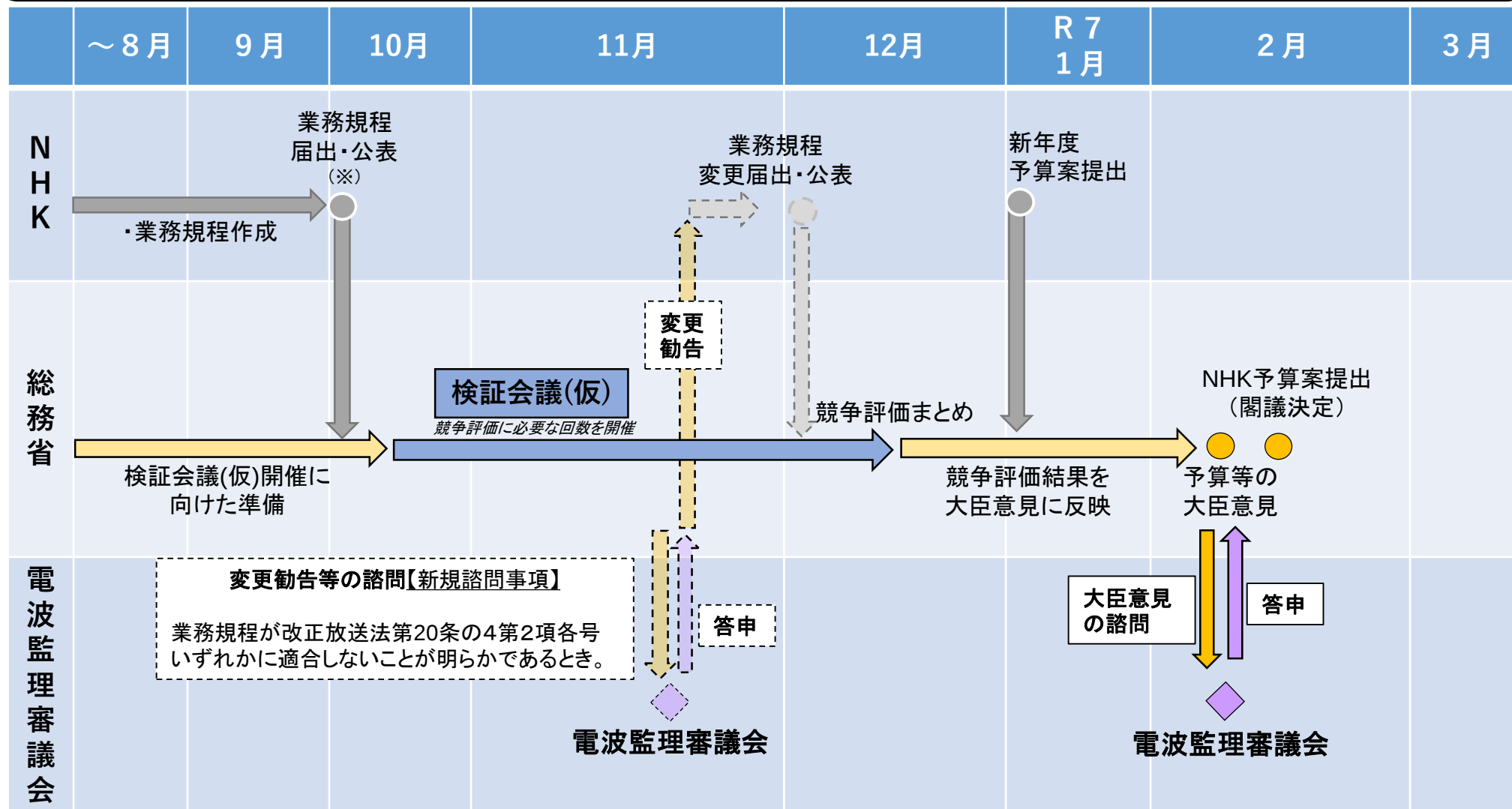
(3) その他所要の改正

- ① 放送番組の同時・見逃し配信や番組関連情報の配信に要する費用の適正性・透明性を確保するため、収支予算書等における記載事項を規定
⇒ 一般勘定（受信料財源）において、必要的配信・任意的配信の別の費用、必要的配信について放送番組の配信に係る費用と番組関連情報の編集・配信に係る費用を明記
- ② 試行的受信における品質制限措置を規定【新規諮問事項】
⇒ 配信する放送番組等の影像に試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報の表示等
- ③ 法改正に伴い受信契約の条項に定める事項を規定
- ④ その他規定の整備（法改正に伴う引用条項や用語の整理等）

NHKの業務規程に係る競争評価と想定スケジュール

4

- 改正放送法では、NHKが番組関連情報配信業務の実施に当たり作成する業務規程の内容が改正放送法第20条の4第2項第3号の規定（公正な競争の確保）に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者からの意見を聴取することとされているため、総務省は、検証会議（仮）を開催し、競争評価を実施。
- 当該競争評価の結果は、NHK予算案に付すこととされている総務大臣の意見に反映。



※ 初回の業務規程の届出の期限の日は、改正放送法附則第4条の政令において定める日。

改正法により追加/改正された電波監理審議会への諮問事項 一覧

5

諮問事項	諮問事項の根拠条文※	諮問の根拠条文※
見逃し配信を行う期間を定める総務省令の制定・改廃	法第20条第1項第4号	法第177条第1項第5号
配信用設備等の適合維持基準を定める総務省令の制定・改廃	法第20条の3第1項	
配信用設備等に起因する配信の停止その他の重大事故の基準を定める総務省令の制定・改廃	法第20条の3第4項	
受信契約を締結していない者による試行的な受信を可能とするための措置を講ずる場合において、協会が講じる配信の品質の制限その他の措置を定める総務省令の制定・改廃	法第20条の3第10項	
番組関連情報配信業務の業務規程の変更に係る総務大臣の勧告・命令	法第20条の4第6項・第7項	法第177条第1項第2号
任意的配信業務の実施基準の策定又は変更に係る総務大臣の認可	法第21条の2第1項	
任意的配信業務の実施基準の認可の取消し	法第21条の2第7項	法第177条第1項第4号
受信料の免除の基準に係る総務大臣の認可	法第64条第4項	法第177条第1項第2号
受信契約の条項に係る総務大臣の認可	法第64条第5項	
国際放送等及びこれらの放送の放送番組の配信に係る総務大臣の要請	法第65条第1項	
放送又は必要的配信の12時間以上の休止に係る総務大臣の認可	法第86条第1項	
当分の間、配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組に係る総務大臣の指定	法原始附則第18項の規定により読み替えて適用する法第20条第1項第3号	法原始附則第21項
当分の間、配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組として総務大臣が指定した放送番組の範囲を変更するための総務大臣の指定	法原始附則第20項	
改正法附則第4条第1項により届出のあった番組関連情報配信業務の業務規程の変更に係る総務大臣の勧告・命令	改正法附則第4条第3項・第4項	改正法附則第4条第5項

注: は、新規の諮問事項。 は、現在意見公募中の放送法施行規則の改正案において規定している事項。

※「改正法」は放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)、「法」は改正法による改正後の放送法(昭和25年法律第132号)を指す。

令和 6 年 7 月 3 1 日

4.9GHz帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための
特定基地局の開設指針案の意見募集の開始
(令和 6 年 7 月 31 日 報告事項)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(武田課長補佐、長嶋係長)

電話：03－5253－5893



総務省

4. 9GHz帯における第五世代移動通信システムの普及 のための特定基地局の開設に関する指針案について

令和 6 年 7 月
総合通信基盤局
移動通信課

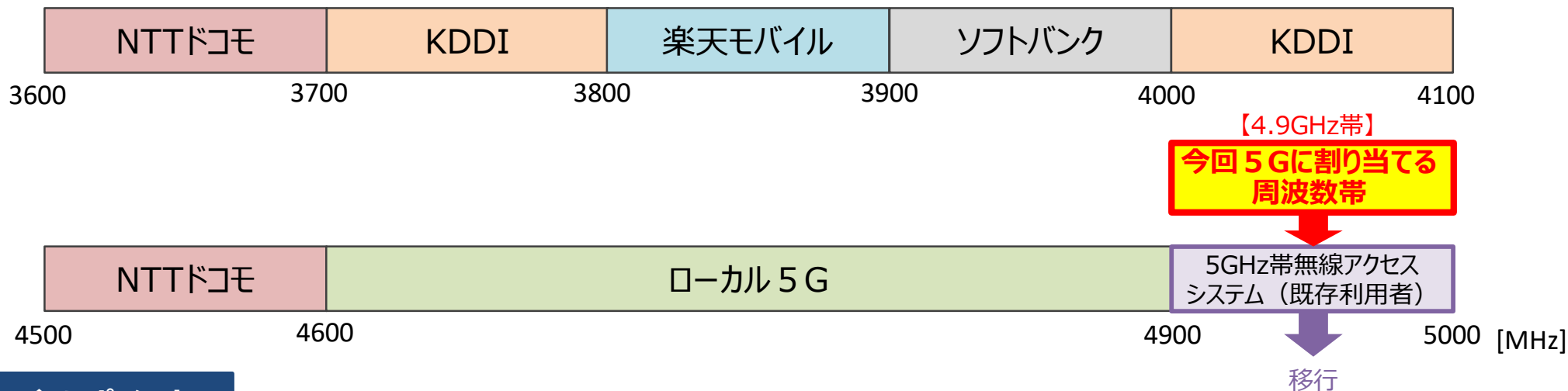
- **4.9GHz帯**（4.9～5.0GHz）は、総務省が策定・公表した「周波数再編アクションプラン」において、「**令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて**、（略）同周波数帯に導入する5Gの技術的条件を令和5年度内を目途に取りまとめ、既存無線システムについては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等の**検討を進める**」こととされている。
- **利用意向調査の結果**や令和6年3月12日の情報通信審議会からの一部答申（技術的条件）等を踏まえ、**早期の周波数割当てに向けて、必要な制度整備（開設指針の策定等）を進める**。

割当予定の4.9GHz帯

100MHz幅 1 枠 認定期間 16年

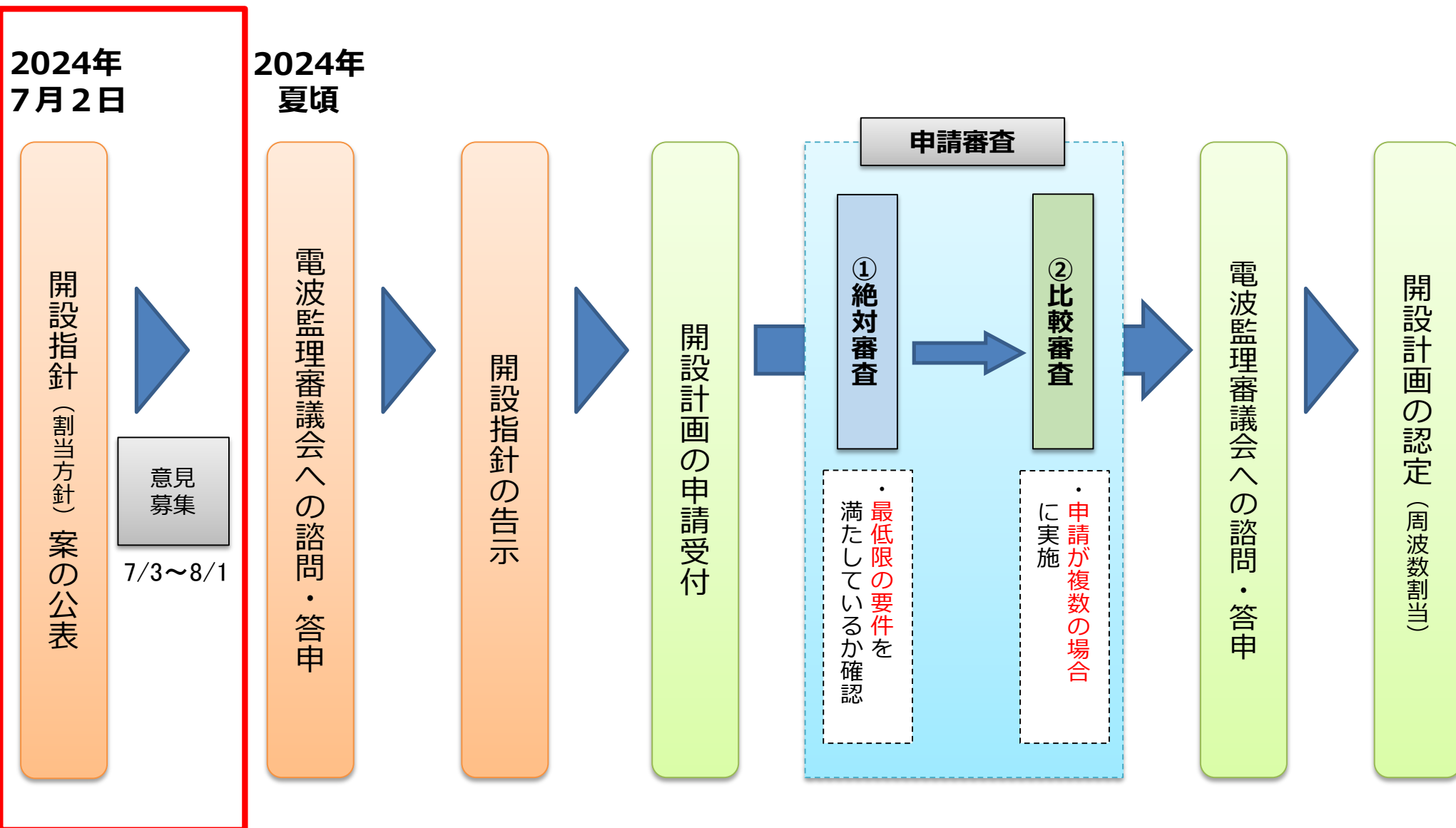
既存無線局の新規開設期限：令和7年度末※
既存無線局の使用期限：令和17年度末※

※関係省令案等について
6/12から7/22まで意見募集中



主なポイント

- 既存利用者がいる周波数帯であり、割当てに向けて、終了促進措置の対象とすることを想定し、移行に係る費用や期間等を検討する必要がある。



- 以下の点を考慮して、審査基準を作成。
 - ・ より多くの人が「5 Gならではの」通信を実感できるよう、まずは、人口が多いエリアにインフラ整備
 - ・ 多様な既存利用者のシステム移行に配慮しつつ、広範なエリアカバーを実現
 - ・ 終了促進措置の着実な実施

① 絶対審査基準 (主な項目)

1 エリア展開

- － 認定から12年後の年度末までに
全国で4.9GHz帯の展開率を80%以上とすること

2 終了促進措置

- － 既存無線局の移行に最低限必要な金額 (740億円)
を確保できること

3 周波数の経済的価値

- － 特定基地局開設料が17 億円／年以上であること

4 その他

- － 開設計画を実施するための財務的基礎があること
- － 4 G転用と5 G専用周波数の区別を端末上で表示する
計画を有すること

② 比較審査基準 (主な項目)

1 エリア展開

- － 4.9GHz帯の展開率がより大きいこと
- － 特定基地局の開設数がより多いこと

2 公平性・競争促進

- － これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異

3 終了促進措置

- － 終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保
に関する計画がより充実していること

4 周波数の経済的価値

- － 特定基地局開設料の金額がより大きいこと

5 不感地対策・災害対策

- － エリア外人口の解消人数がより大きいこと
- － 携帯電話基地局の強靱化に係る計画がより充実していること
- － 都道府県・市区町村の本庁舎・支所の5 Gエリアカバレッジ
がより充実していること

絶対審査基準（案）

5

エリア展開	基準①	認定から 12年後の年度末までに、全国で4.9GHz帯の展開率を80%以上 とする計画を有すること
	②	認定から 6年後の年度末までに、全ての都道府県において特定基地局を開設 する計画を有すること
設備	③	特定基地局の設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保 に関する計画を有すること※ ¹
	④	特定基地局の運用に必要な 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画を有すること※ ¹ ※1 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。
周波数の経済的価値	⑤	特定基地局開設料の金額が標準的な金額の下限額を「 著しく下回る金額 」(17 億円／年) 以上 であること
財務	⑥	設備投資等に 必要な資金調達の計画 及び 認定の有効期間（16年間）の満了までに単年度黒字 を達成する収支計画を有すること
コンプライアンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護 （広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示、当初4G用に割当てられた周波数を用いた5Gと5G専用周波数を用いた5Gを端末上で区別する表示等を含む。）のための 対策及び当該対策を実施するための体制整備 の計画を有すること
終了促進措置	⑧	既存無線局の移行に最低限必要な金額（740億円）を確保できること
	⑨	周波数移行に関する基準（㉞既存登録人等への実施概要の周知及び実施手順の通知、㉟既存登録人等との協議 等）に従った計画を有すること
	⑩	透明性確保に関する基準（㉞費用負担に関する既存登録人等との事前協議の禁止、㉟周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等）に従った計画を有すること
サービス	⑪	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進 するための計画を有すること
	⑫	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること
混信対策	⑬	既存免許人が開設する無線局等※ ² との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること ※2 無線航行衛星システム、航空用空港面移動通信システム、4.9GHz帯を使用する既存登録人等の無線局
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組 に関する計画を有していること
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑯	割当てを受けた事業者が、 既存移動通信事業者へ事業譲渡等 をしないこと

比較審査基準の審査項目と配点（案）

6

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
Ⅰ エリア展開	A	認定から12年後の年度末における 4.9GHz帯の展開率 がより大きいこと	2 4 点	1 2 点
	B	認定から12年後の年度末における 特定基地局の開設数 がより多いこと		1 2 点
Ⅱ 公平性・ 競争促進	C	これまでのサブ 6 帯※の割当ての有無及び割当て幅の差異 ※ 3,600MHz～4,100MHz、4,500MHz～4,600MHzの周波数	2 4 点	2 4 点
Ⅲ 終了促進措置	D	終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保に関する計画 がより充実していること	2 4 点	2 4 点
Ⅳ 周波数の 経済的価値	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	2 4 点	2 4 点
Ⅴ 不感地対策・ 災害対策	F	エリア外人口の解消人数 がより大きいこと	2 4 点	8 点
	G	携帯電話基地局の強靱化に係る計画 がより充実していること		8 点
	H	都道府県・市区町村の本庁舎・支所の 5 Gエリアカバレッジ がより充実していること		8 点

合計 1 2 0 点満点

以下、基準 A～H を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	I	全国の 面積カバー率 がより大きいこと	5 点	5 点
-----	---	----------------------------	-----	-----

比較審査基準の評価の判定方法（案）

7

カテゴリ	審査項目		判定方法
Ⅰ	A	認定から12年後の年度末における 4.9GHz帯の展開率 がより大きいこと	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①認定から12年後の年度末における全国の4.9GHz帯の展開率を一桁単位まで比較評価※ ②総合通信局管区ごとの4.9GHz帯の展開率の平均値を一桁単位まで比較評価※
	B	認定から12年後の年度末における 特定基地局の開設数 がより多いこと	認定から12年後の年度末における全国の特定基地局数を三桁単位まで比較評価※
Ⅱ	C	これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①サブ6帯を有していないこと ②申請者のサブ6帯の帯域幅の総計がより少ないこと（100MHz幅単位） ③（②の帯域幅の総計が同じ場合には）サブ6帯のトラフィック量（令和6年3月の1か月間。単位：TB。）がより多いこと（一桁単位まで比較評価）
Ⅲ	D	終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保に関する計画がより充実していること	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①終了促進措置に係る負担可能額がより大きいこと（1億円単位で記載。比較評価の上限額：1,440億円。） ②終了促進措置の具体的な対策並びに迅速かつ円滑な実施を図るための具体的な体制の整備及び具体的な方策に関する計画の対策の積極性・具体性、体制の充実性を比較評価
Ⅳ	E	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	特定基地局開設料の額（1億円単位で記載）を比較評価
Ⅴ	F	エリア外人口の解消人数がより大きいこと	認定から6年後の年度末における4G・5Gによる全国の不感地域人口の解消人数を一桁単位まで比較評価
	G	携帯電話基地局の強靱化に係る計画がより充実していること	認定から6年後の年度末における全国の停電や伝送路断に備えた基地局（電力の供給が72時間にわたり停止することを考慮しており、予備の電気通信回線を設置している4G・5G基地局）の設置場所の数を一桁単位まで比較評価
	H	都道府県・市区町村の本庁舎・支所の5Gエリアカバレッジがより充実していること	認定から6年後の年度末における全国の5Gエリアカバーしている都道府県・市区町村の本庁舎・支所（地方自治法の規定に該当するもの）の数を一桁単位まで比較評価

以下、基準 A～H を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	I	全国の 面積カバー率 がより大きいこと	認定から12年後の年度末における全国の面積カバー率を優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価
-----	---	----------------------------	---

※ 5G導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目（5G基盤展開率及び特定基地局数）に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合には、本開設指針に係る開設計画の記載内容にかかわらず、最下位とする。

○ 比較審査の配点方式は、**等分配点方式**とする。

※ただし、エリア展開に係るカテゴリ(審査項目A及びB)について、5G導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目(5G基盤展開率及び特定基地局数)に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合には、本開設指針案に係る開設計画の記載にかかわらず、最下位とする。

等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点 $(y) \times (n-1) / n$ 、3位は最高点 $(y) \times (n-2) / n \cdots$ と得点を付与する方式(申請者数n)

1位	2位	3位	～	最下位
y点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点		$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数4、最高点が24点の場合
1位から順に、24点、18点、12点、6点

- サブ 6 帯の電波伝搬距離が半径数百メートル程度であることを考慮し、**全国を1km×1kmのメッシュに分割した上で、4.9GHz帯の基地局を開設したメッシュ数を分子、高トラヒックエリア※のメッシュ数を分母**として計算。
※ 人口集中地区の面積が13,250平方キロメートルであることを参考に、人口が上位の13,250メッシュを指す。
- これまでの 5 G用周波数の割当て時の指標（5 G基盤展開率）よりも、より緻密な基地局の展開が期待される。

4.9GHz帯の展開率の概念図



(参考) 5 G基盤展開率

<各メッシュにおける 5 G 展開イメージ>

